

特別控除額の適用について

別表 2 - ②

1 母子・父子世帯の控除

(1)	母又は父と 18 歳未満の子の世帯
(2)	母又は父と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯
(3)	祖父母と 18 歳未満の子の世帯
(4)	配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子の世帯
(5)	配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯

※ ア 18 歳以上の就学者及び長期に療養を要したり心身に障害のある場合等で、経済力のない人は、18 歳未満の子として扱う。

イ 「経済力のない祖父母」とは、前年の所得が 50 万円以下のことをいう。

2 就学者の控除

(1)	小学校・中学校	特別支援学校を含む。設置者別、通学形態別の控除はしない。
(2)	高等学校	高等学校通信制、専攻科、別科、特別支援学校を含む。
(3)	高等専門学校	専攻科を含む。
(4)	大学	大学院、短期大学、大学・短大の専攻科、大学・短大・大学院の通信教育学部を含む。
(5)	専修学校	高等課程、専門課程は控除できる。一般課程、各種学校（予備校、職業訓練学校等）は控除できない。

※ 申請者本人は含まない

3 障害者の控除

(1)	身体障害者手帳保持者	第 1 級～第 3 級と判定されている者
(2)	富山県療育手帳保持者	A 判定の者

※ 富山県発行の障害者手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する保健福祉手帳）は該当しない

※ 申請者本人を含む

4 父母以外の者の控除

(1)	父母以外の世帯員の所得については、それぞれ限度額以内で控除できる。ただし、祖父母名義の所得については、その所得を得るための実質的な働き手が父母である場合は、父母の所得とみなして控除しないこと。	
(2)	本人が勤労学生の場合、本人の所得を控除する。	

5 長期療養者の控除

(1)	申請時現在において <u>6ヶ月以上</u> にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められる人とする。
-----	--

6 主たる家計支持者が別居している場合の控除

(1)	主たる生計維持者が別居のため、特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費等の実費に限る。 (家賃、光熱水費等の支出額が分かるもの(領収書写し等)を添付)
-----	---

7 震災・風水害・火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた場合の控除

(1)	申請の前年から申請時まで被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限る。 (罹災証明、盗難届証明書及び被害額が分かるもの等を添付)
-----	---

8 多子世帯(子が3人以上の世帯)の控除

(1)	2人を超える子の数に890千円(自宅外通学の場合は1190千円)を乗じた金額を控除する。
-----	--